

令和5年度 こまがね飲食店応援チケット発行事業 取扱事業者募集要項

1. 趣旨

コロナ禍による生活様式の変化（飲み会文化の減少）や物価高の影響を受けている市内飲食店の需要回復を図るため、駒ヶ根市と駒ヶ根商工会議所で行う「令和5年度 こまがね飲食店応援チケット発行事業」のチケット取扱事業者を、以下のとおり募集します。

2. 応援チケットの概要

発行内容	登録された飲食店で利用可能な7,000円分（1,000円券×7枚）のチケットを、5,000円で販売。 ※発行総額は、7,700万円です。 ※今回は、「紙」の販売のみで、電子チケットの販売はありません。
販売対象	平成17年（2005年）4月1日以前に生まれた駒ヶ根市内に住民登録のある方（高校生を除く。個人単位でのみ購入可。法人や団体名義での購入不可。）
発行総数	11,000セット（上限は一人3セット）
購入申込	Web申込フォーム または 官製はがき
申込期間	令和6年1月16日（火）～2月1日（木）
販売期間	令和6年2月19日（月）～3月8日（金） ※郵便局にて購入引換券で購入。
利用期間	令和6年2月19日（月）～
その他	市内での飲食店利用の機運を醸成するため、同時開催企画として市内特産品等が当たるインスタ投稿キャンペーンを行います。店頭ポスターやキャンペーン三角POPなどを活用して周知していきますので、ご協力をお願いいたします。

3. 事業者の登録資格と条件

以下の（1）～（3）のすべてを満たす事業者が対象です。

（1）以下①、②のいずれかに該当すること。

①「駒ヶ根商工会議所の会員」 または ②「駒ヶ根市内に店舗のある事業者」

※ただし、②「市内に店舗のある事業者」は、本社・本店が市外の場合は、対象外となります。

※個人事業主の方は、原則確定申告書記載の住所を、本社・本店の扱いとさせていただきます。

（2）主たる事業（業種）が、以下①、②のいずれかに該当すること。

①「日本標準産業分類の『中分類 76 飲食店』に該当する」

または

②「日本標準産業分類の『小分類 751 旅館・ホテル』に該当し、宿泊の有無に関わらず、食事を提供している」

※ただし、②「旅館・ホテル」の場合、飲食代以外へのチケットの利用はできません。

※審査の中で、法人事業概況説明書上の「事業内容」欄や確定申告書上の「職業」欄などを確認させていただく場合があります。

(3) 次の①～③に該当する事業者は、対象外とします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ③ その他の法令又は公序良俗に反するもの

4. 応援チケットの利用単位

応援チケットの利用は 1,000 円単位となります。お釣りは出ません。

5. 応援チケットの利用対象とならないもの

法律の定めなどにより、以下のものは利用対象外となります(応援チケットは利用できません)。

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金・水道等の公共料金）
- (2) 換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等）や、電子マネーへのチャージ
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い、金融商品（株券、先物、保険、宝くじ等）の購入
- (5) たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- (6) 娯楽施設への支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、本応援チケット事業の趣旨にそぐわないもの

6. 換金方法

駒ヶ根商工会議所へ「使用済み応援チケット」と「換金依頼書」を持ち込んで、換金手続きをしてください。換金額は、額面どおり（1,000 円）とします。詳しい入金予定日は、別紙スケジュール表をご確認ください。

7. 事業者の費用負担

今回の応援チケットの取り扱いに関して、事業者の費用負担はありません。

（登録手数料、換金手数料等もかかりません）。

8. 登録申請方法

取扱事業者登録申請書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、市商工観光課へ提出してください。

提出方法は、窓口での提出のほか、メール・FAX でも結構です。

9. 登録申請期間

令和5年12月19日（火）～令和6年1月5日（金）

※期間後も随時受け付けますが、期間後に申請された事業者は、新聞折込チラシ等に掲載されない場合や、応援チケット販売日当日に店内掲示物等が間に合わない可能性があります。

10. 審査・登録

市は、申請期間内に申請のあった事業者（店舗）について審査を行います。

審査の結果、登録可となった事業者には、後日、店頭掲示用ポスター等を送付します。

※ポスター等の発送は、2月8日（木）頃を予定しています。

11. 取扱店の責務等

取扱事業者は、次の事項を順守してください。

- (1) 特段の事由がない限り、応援チケットの有効期間中に取扱事業者を辞退しないこと。
- (2) 配布する店頭掲示用ポスターを、消費者の分かりやすい場所に掲示すること。
- (3) もし応援チケットの対象メニューを限定するなどの場合には、利用される方が混乱しないように、ポスターやメニュー表などに、分かりやすい表示をすること。
- (4) 応援チケットの利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないこと。
- (5) 偽造などの不正使用が明らかな場合は、応援チケットの受け取りを拒否するとともに、その事実をすみやかに市商工観光課に連絡すること。
- (6) 応援チケットの交換・譲渡・売買は行わないこと。
- (7) 受け取った応援チケットを自らの支払いに充てないこと。
- (8) 本事業を各店舗での売り上げ増加につなげるため、応援チケット利用期間に合わせた特販の実施など、各店舗での積極的な取り組みをお願いします。

12. 取扱店の資格喪失

万が一、取扱事業者が本要項に定める事項に反した場合には、市は取扱事業者登録を取消し、応援チケットの換金を停止することがあります。

【問い合わせ・書類提出先】

〒399-4192

駒ヶ根市赤須町20番1号

駒ヶ根市役所 商工観光課 商業係

TEL 0265-83-2111 内線 431

FAX 0265-83-1278